

## 太田市暴力団排除条例

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民等の生活や事業活動に不当な影響を与えている現状に鑑み、本市からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、市及び市民等が、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼしている反社会的存在であることを認識した上で、暴力団との交際を厳に慎むとともに、暴力団を利用しないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を恐れないことを基本として、市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に向けて、互いに緊密に連携し、及び協力して、一丸となって推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の協力を得るとともに、県、他の市町村その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団に利益を与えることがないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務事業」という。）により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請その他の当該契約に関連する契約（以下「下請契約等」という。）の相手方から暴力団員等を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。

3 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約の相

手方が、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な要求行為（以下「不当要求行為」という。）を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けたことを知ったときは、市に報告するとともに、警察に通報する等の必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

4 市は、市の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設における措置）

第7条 市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。）は、同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の利用が暴力団の利益になると認められるときは、当該公の施設の利用の許可又は承認（以下「利用許可等」という。）について定める他の条例（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用許可等をせず、又は利用許可等を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。）の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用許可等をせず、又は利用許可等を取り消すことができる。

（市への不当要求行為に対する措置）

第8条 市は、市民等及び職員の安全並びに公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、市への不当要求行為に対する統一的な対応方針の策定その他の不当要求行為を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（市民等に対する支援等）

第9条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、

相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第10条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校又は特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）をいう。次項において同じ。）において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、市内に所在する学校（市が設置するものを除く。）又は青少年の育成に携わる者が青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援又は協力をを行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第11条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関して暴力団員を利用し、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した

者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。